

28初国教第94号  
平成28年9月8日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

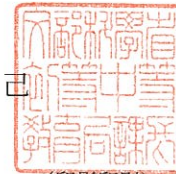
岸本 哲哉



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局国際教育課長

井上 卓巳



(印影印刷)

#### 海外修学旅行等の安全確保について（通知）

海外修学旅行等における安全確保の徹底については、平成28年3月29日付け27文科初第1621号「海外修学旅行等の安全確保について（通知）」により通知しましたが、今般、外務省より、別添文書のとおり、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録徹底のための外務省宛提出書式の改定について通知されました。主な変更点は以下のとおりです。本通知接到以降の申請については、新しい案内を参考に、新書式にて提出願います。

- ① 外務省宛提出書式（旅行届（書式））に「たびレジ」の登録に係る項目を追加する
- ② 外務省及び文部科学省への書類の提出期限を出発日の15日前までとする

貴職におかれては、変更点を十分に御了知の上、海外修学旅行等の安全確保及びそのための手続に遺漏のないよう取扱い願います。

また、貴管下の市町村教育委員会及び学校（専修学校・各種学校を含む。）に対して、周知願います。

併せて、各生徒等も「たびレジ」に登録いただきますよう、引き続き周知願います。

【本件担当】

文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

＜専修学校・各種学校について＞

生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL：03-5253-4111（内線 2915,2939）

FAX：03-6734-3715

＜小・中・高等学校等について＞

初等中等教育局国際教育課

国際理解教育係

TEL：03-5253-4111（内線 3562,3135）

FAX：03-6734-3738

外務省領事局領事サービス室

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

TEL：03-3580-3311（内線 4896）

FAX：03-5501-8161

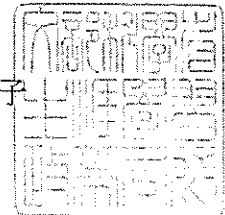


27文科初第1621号  
平成28年3月29日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人の長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

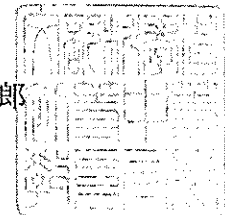
殿

文部科学省生涯学習政策局長  
有松育子



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
小松親次郎



(印影印刷)

### 海外修学旅行等の安全確保について（通知）

海外修学旅行等における安全確保の徹底については、平成17年6月30日付け17初国教第40号「海外修学旅行の安全確保について（通知）」及び平成24年9月25日付け24文科初第705号「海外修学旅行の安全確保について（通知）」により通知しましたが、今後の取扱いについては、平成17年6月30日付け通知及び平成24年9月25日付け通知を廃止し、本通知により、下記のとおりとします。

貴職におかれては、下記内容を十分に御了知の上、海外修学旅行等の安全確保及びそのための手続に遺漏のないよう取扱い願います。

また、貴管下の市町村教育委員会及び学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）に対して、周知願います。

### 記

#### 1. 海外修学旅行等の実施に関する通報について

##### (1) 提出書類について

海外修学旅行等を実施する場合、外務本省及び関係在外公館における援護活動をより円滑にするため、外務省所定の様式に必要事項を記入し、出発日の30日前までに外務省及び文部科学省の担当部局に提出すること。

なお、学校の行事としての海外旅行（海外研修旅行を含む。ただし、留学は除く。）を行う場合も同様とする。

##### (2) 参加者名簿の取扱いについて

参加者名簿は、大規模事故の発生時等の場合に提出することとしていましたが、平成27年12月18日付け「海外渡航時の安全確保に関する緊急連絡体制構築等への協力依頼（通知）」を踏まえ、今後、文部科学省へは、文部科学省の担当部局から求めがあった場合に提出すること。

(3) 旅行計画等を変更した場合の取扱いについて

外務省及び文部科学省の担当部局に提出した書類の記載内容に変更が生じた場合は、修正箇所を明記の上、速やかに再度外務省及び文部科学省の担当部局に届け出ること。

2. 安全確保の徹底について

各修学旅行等実施校におかれては、海外修学旅行先の決定に当たっては外務省の海外安全情報（海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>参照）や報道をはじめとする各種最新の情報を参考に、生徒の安全確保のための慎重な検討を行うこと。

また、修学旅行等出発前には必ずこれら最新の参考情報を改めて確認し、必要に応じて中止・延期・旅行先の変更等、旅行計画の見直しを図り柔軟に対応すること。

さらに、各実施校におかれては、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録を奨励すること。引率者に加え、可能な限り生徒自身による登録が望ましい。

（たびレジホームページ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）

【本件担当】

文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

＜専修学校・各種学校について＞

生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL：03-5253-4111（内線 2915,2939）

FAX：03-6734-3715

＜小・中・高等学校等について＞

初等中等教育局国際教育課

国際理解教育係

TEL：03-5253-4111（内線 3562,3135）

FAX：03-6734-3738

外務省領事局領事サービス室

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

TEL：03-3580-3311（内線 4896）

FAX：03-5501-8161

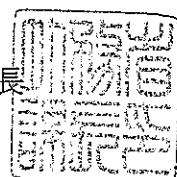


領サ第10703号

平成28年8月22日

文部科学省初等中等教育局国際教育課長 殿

外務省領事局政策課長



海外修学旅行等における安全対策（外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録徹底のための外務省宛提出書式の改定）

当省は、平成17年より、海外渡航中に万一不測の事態が発生した場合の緊急連絡体制を円滑にするため、海外修学旅行等により児童・生徒が海外渡航する際には、渡航先・人数等を記載した外務省宛提出書式及び日程表を提出いただくよう、各教育委員会・都道府県等を通して、管轄下の小・中・高校等にお願いしております。

7月1日に発生したバングラデシュ・ダッカで発生した、日本人が被害者となった人質・テロ事件を受け、当省では、海外渡航中に緊急事態が発生した際のメールによる情報提供、安否確認システムとして平成26年7月から運用を開始した「たびレジ」の利用を、改めて推進しています。本システムへの登録は、海外修学旅行等における安全確保のために役立つものです。つきましては、修学旅行等において、海外渡航する学校等の一行代表者には、すべからく「たびレジ」に登録していただきたく、当省に提出いただいている外務省宛提出書式及び同書式提出に係る各案内を改定いたしました。9月1日以降の申請については、新しい案内を御参考に、新書式にて提出いただきますよう、貴省ホームページに掲載いただくとともに、貴省より各教育委員会・都道府県等を通じて管轄下の各学校等へ周知いただきたく、御協力願います。

併せて、各生徒も「たびレジ」に登録いただきますよう、引き続き、周知方御協力願います。

付属添付

## 海外修学旅行等実施校へのご案内

平成28年8月18日

外務省 領事サービスセンター

### 1 外務省宛提出書類

海外修学旅行等、海外で万一、不測の事態が発生した場合、外務本省及び在外公館が円滑に援護活動を行えるよう以下の書類を教育委員会・都道府県等を通じて外務省（領事局領事サービスセンター）に提出してください。

(1) 領事サービスセンター宛の依頼書（書式自由）

(2) 旅行届（別添1）

- ・記入例を参考に全ての項目を記入してください。
- ・記載漏れがない様に十分注意してください。

(3) 日程表

- ・取扱旅行会社作成の既存のもので可。

(4) ホームステイ先一覧（該当する場合のみ）

- ・資料提出時までに参加生徒全員の宿泊先が決定しない場合は引率教員の宿泊先を必ず記載してください。

※上記（1）～（4）の順番で A4 判片面印刷ホッチキス止めにて送付してください（A4 判以外の用紙，クリップ止め，両面刷りによる提出は避けてください）。

※書類は遅くとも日本を出発する日の15日前までに外務省に到着するよう余裕をもって教育委員会・都道府県等に提出してください。

### 2 海外修学旅行の安全対策

(1) 海外修学旅行先の決定にあたっては、外務省の海外安全ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/anzen/>) の海外安全情報を参考に生徒の安全確保のための慎重な検討を行うと共に、修学旅行出発前には必ず同ホームページで最新情報を確認してください。また、外務省領事サービスセンター（海外安全相談班）においても、海外での安全に関する相談を受け付けています（別添2参照）。

(2) 外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録をお願いします（別添2参照）。「たびレジ」に登録しておけば、緊急事態が発生した場合に重要な情報を在外公館からメールで受け取れるのみならず、いざという時に安否確認の連絡が受けられます。学校（団体）一行代表者は必ず登録してください。また、学校や日本で待たれている保護者の方々には、簡

易登録を行っていただければ、渡航先の安全情報が受けられますので、その旨御案内ください。

(3) 海外滞在中の安全対策のために、緊急連絡体制表を作成し関係者間で周知徹底してください。また、万一の事件・事故に備え、参加者名簿を事前に作成してください（別添3参照）。

(4) 万一の事態に備え、参加者全員が適切かつ充実した海外旅行傷害保険に加入してください（別添4参照）。

# 旅行届(書式)

(別添1)

2016/7/21版

	記 入 欄	備 考
1	行き先	
2	経由地(乗り継ぎ地)	
3	期間	
4	参加人数	合計 人(生徒 人、引率教員 人)
5	「たびレジ」登録	一行代表者名: 月 日に登録済み
6	学校名	
7	学校:住所	〒
8	学校:電話番号	
9	学校:FAX番号	
10	学校:連絡責任者氏名	
11	学校:夜間緊急連絡先	
12	フライト番号:往路	
13	フライト番号:復路	
14	フライト番号:その他	
15	取扱旅行会社名	
16	旅行会社:電話番号	
17	旅行会社:担当者	
18	現地代理店	
19	保険会社名	
20	保険会社:電話番号	
21	現地宿泊先1 月 日( ) ~ 月 日( )	
21	現地宿泊先2 月 日( ) ~ 月 日( )	
21	現地宿泊先3 月 日( ) ~ 月 日( )	
21	現地宿泊先4 月 日( ) ~ 月 日( )	



旅行届(書式)

(別添1)

2016/7/21版

【記入例】

	記 入 欄	備 考
1	行き先 オーストラリア(シドニー, ブリスベン)	※日程表別添
2	経由地(乗り継ぎ地) なし(直行便を利用) ※経由地で市内観光等をする場合は行き先に含めることとする。	
3	期間 2016年9月15日(木)~9月25日(日)	
4	参加人数 合計210人(生徒200人、引率教員10人)	
5	「たびレジ」登録 一行代表者名:外国花子 8月10日に登録済み	
6	学校名 私立外務高等学校	
7	学校:住所 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1	
8	学校:電話番号 (xx)xxxx-xxxx	
9	学校:FAX番号 (xx)xxxx-xxxx	
10	学校:連絡責任者氏名 外務太郎(校長)	
11	学校:夜間緊急連絡先 xxx-xxxx-xxxx(校長携帯) (xx)xxxx-xxxx(校長自宅)	
12	フライト番号:往路 AB123便(成田→ブリスベン)	
13	フライト番号:復路 AB456便(シドニー→成田)	
14	フライト番号:その他 AB789便(ブリスベン→シドニー)	
15	取扱旅行会社名 外務旅行	
16	旅行会社:電話番号 (xx)xxxx-xxxx	
17	旅行会社:担当者 外国良子	
18	現地代理店 外務旅行ブリスベン支店 12 ABC Avenue, Brisbane, Queensland Tel(61-7)xxxx-xxxx Fax(61-7)xxxx-xxxx	
19	保険会社名 外務損害保険株式会社(※代理店は不可)	
20	保険会社:電話番号 (代)(xx)xxxx-xxxx	
21	現地宿泊先1 月日( )~月日( ) ABC Hotel 34 EFG St. Brisbane, Queensland, 4000 Tel(61-7)xxxx-xxxx	・9/11は生徒・引率教員全員が宿泊 ・9/12-116は生徒はホームステイ, 引率教員は左記ホテルに宿泊 ・生徒ステイ左記は別添
21	現地宿泊先2 月日( )~月日( ) XYZ Hotel 56 HIJ St. Sydney, N.S.W. 2000 Tel(61-2)xxxx-xxxx	・生徒・引率教員全員が宿泊
21	現地宿泊先3 月日( )~月日( ) ※ホームステイの場合で、本資料提出時までには生徒のステイ先が未定の場合は、引率教員の滞在先を必ず記載すること	
21	現地宿泊先4 月日( )~月日( )	

## (別添 2) 海外安全情報の入手方法

平成28年8月18日

外務省 領事サービスセンター

近年、海外に渡航する日本人は、年間 1,620 万人を超えています。この中には、海外へ研修旅行を行う国内の教育機関の関係者も多数含まれています。渡航者数の増加に伴い、事件・事故に巻き込まれる日本人も増えており、また、日本人が犯罪の加害者となるケースも増加傾向にあります。このように、日本人の海外における安全対策が大きな課題となっている中、国民一人一人が、「自分の身は自分で守る」という意識を持って事前に海外安全情報の収集に努め、適切な安全対策を講じることが重要です。

### 1 外務省 海外安全ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/anzen/>)

外務省が発出する国・地域の海外安全情報（危険情報、感染症危険情報、スポット情報、安全対策基礎データ、テロ概要）や複数の国を対象とした広域情報など、海外渡航の際に必要な最新情報を掲載しています。また、海外で日本人が巻き込まれ易い事件・事故と対策を紹介する「海外邦人事件簿」、海外旅行のトラブル回避マニュアル「海外安全虎の巻」、犯罪の手口などを映像で見せる「海外安全劇場」など、役立つ情報も豊富に掲載しています。

### 2 海外安全アプリ

海外にお住まいの方や海外旅行・出張中の方に、安全に係る情報をお届けすることを目的としたアプリです。スマートフォンの GPS 機能を利用して現在地及び周辺国・地域の海外安全情報を表示することができます。また、任意の国・地域を「MY 旅行情報」機能から選択することで、その国・地域に対する海外安全情報が発出された場合にプッシュ通知で受信することができます。また、各国・地域の緊急連絡先を確認することができます。

### 3 海外旅行登録「たびレジ」

「たびレジ」は、旅行日程・滞在先・連絡先などを登録すると、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の緊急一斉通報によるメールなど安全に関する情報を受け取れるのみならず、いざという時の安否確認の連絡などを受け取ることができます。複数のメールアドレスを登録することで、旅行者本人のみならず、保護者や親族、さらには所属する教育機関も、児童・生徒の渡航先における安全に関する情報を受けることが可能となりま

す。また、メールアドレスと国・地域を指定するだけで、対象国・地域の最新海外安全情報メール、在外公館が発出する緊急一斉通報を入手できる簡易登録もありますので、是非、ご利用ください。

#### 4 領事サービスセンター（海外安全相談班）

海外における治安情勢、トラブル防止対策等に関する情報を提供しています。窓口及び電話による相談・情報の提供の他、各種安全対策パンフレットの配布等を行っています。

外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

Tel (03) 3580-3311（内：2902, 2903）

月曜日から金曜日（除：祝日）

午前9時～午後5時

(別添3) 海外修学旅行等における安全対策 (緊急連絡体制について)

平成28年8月18日  
外務省 領事サービスセンター

1 海外での修学旅行の実施にあたり、万一の事件・事故に備え、事前に緊急連絡体制表を作成し、関係者間で周知徹底する必要があります。緊急連絡体制表には、次の連絡先等の記載が必要です。

(1) 学校連絡先

- (ア) 住所, 電話番号
- (イ) 留守校の連絡責任者氏名及び夜間連絡先 (自宅)

(2) 旅行会社及び現地エージェント連絡先

- (ア) 住所, 電話番号, 夜間連絡先
- (イ) 旅行中の担当者氏名

(3) 旅行先・宿泊先

- (ア) 住所, 電話番号
- (イ) 学校 (団体) 一行責任者氏名
- (ウ) ホームステイを実施する場合, 各滞在先住所, 電話番号

(注) 代表者 (引率教員等) 氏名及び連絡先は事前に生徒全員に周知徹底しておいてください。また全生徒ホームステイ先を網羅した緊急連絡網を作成し、少なくとも引率教員及び留守校は全生徒のホームステイ先を把握しておく必要があります

(4) 旅行先の日本国大使館・総領事館の住所及び電話番号

- (ア) 海外安全ホームページ (<http://www.mofa.go.jp/anzen/>) を参照してください。

(参考) 外務省海外邦人安全課:

(代表) 03-3580-3311 (海外邦人安全課各地域担当)

- (イ) 休日・夜間緊急時は代表電話にかけ音声ガイダンスに従ってください。

2 旅行引率教員及び参加生徒全員の名簿は必ず作成し、大規模事故の発生時には、学校から外務省に速やかに提出できるようにしてください。なお、参加者名簿には、氏名 (漢

字及びアルファベット), 生年月日, 性別を最低限記載してください。

### 3 留意事項

(1) 旅行引率教員及び参加生徒全員は, 万一の事態に備え, 瞬時に関係者と連絡が取れるよう, 上記1 (3) (ア) 及び (4) を承知している必要がありますので周知徹底してください。また, 現地での電話のかけ方も参加者全員が承知している必要があります。

(2) 万一, 事件や事故が発生した場合には, 引率教員は, 学校に連絡すると同時に, 必要に応じて, 現地エージェント及び最寄りの大使館・総領事館に連絡してください。

#### (別添4) 海外旅行傷害保険への加入

平成28年8月18日  
外務省 領事サービスセンター

##### 1 海外旅行傷害保険への加入の必要性

(1) 外国において日本人が事件・事故に遭った場合は、外務省及び大使館・総領事館が、求めにより、現地当局との連絡等、可能な限りの支援を行います。他方、医療費、負傷者の移送等の経費については、旅行の主催者側が用意し、支払い処理を行う必要があります。このため、万一の場合に備え、十分な保険金額の海外旅行傷害保険に加入することが不可欠ですので、次の2の留意点を参考に、旅行参加者全員が必ず保険に加入するようにして下さい。

(2) なお、旅行参加者の中で保険加入を希望しない者については、万一の場合に備えて必要に応じ、「自己の意志により保険には加入しない」旨文書で意志表明をして貰う等の措置を講じておくことも一案です。

(3) また、事故後の処理において、必要に応じ、事故の加害者の賠償責任を追求し、加害者に対し経費の請求を行うことは可能ですが、加害者の特定が困難である場合や加害者に支払能力がない等の理由で経費が支払われない場合が多いのが実情です。右観点からも、海外旅行傷害保険に事前に加入しておくことを強くお勧めします。

##### 2 海外旅行傷害保険加入の留意点

(1) 海外旅行傷害保険は、「傷害死亡・後遺障害」と、「傷害治療費用」「疾病治療費用」「疾病死亡」「救援者費用」「賠償責任」「携行品損害」等の担保項目で構成されています。

(2) この中で、外国で疾病または負傷により治療を行う確率は他の項目に比べ比較的高いので、「傷害治療費用」及び「疾病治療費用」の項目につき、万一の事態に十分耐え得る保険金額まで加入することが不可欠です。また、救援チーム派遣に伴う費用も高額なため、「救援者費用」にも加入して、万一に備える必要があります。

(3) 具体的には、海外旅行中に大事故に遭遇した場合の主催者の経費負担は、事故直後の救援チーム派遣費用(移送用航空機(チャーター機)運航費 数千万円)、移送のための医療チーム派遣経費(数百万円)、医療費(重傷の場合は1名につき数百万円に上る可能性もある)等、これら経費が保険でカバー出来るように対応する必要があります。